

警報及び防災情報が発令された場合等の安全対策について

広島県立大崎海星高等学校

1 安全確保の基準及び主体的な行動の促進

生徒は、午前6時の時点で、大崎上島町、居住地の自治体、通学経路上の自治体のいずれかに、「警報（特別警報を含む）」または「警戒レベル3以上」の防災情報が発令されているときは、登校せず、自宅待機、安全な場所に避難するなど、安全確保に努めてください。

なお、午前6時以降の発令に対しても同様の対応をしてください。特に、登校している途中で急に発令された場合は、安全な場所に避難することを最優先に行動してください。

2 学校の措置

(1) 次のいずれかに該当する場合は臨時休校とします。

①午前6時の時点で、大崎上島町に「特別警報」または「警戒レベル4以上」の防災情報の少なくとも一方が発令されているとき（危険が迫っているため直ちに臨時休校とする）

②午前10時の時点で、大崎上島町に「警報（特別警報を含む）」または「警戒レベル3以上」の防災情報の少なくとも一方が発令されているとき

(2) 次に該当する場合は、始業時刻を繰り下げて3時限目から授業を行います。

午前10時までに、大崎上島町に発令されていた「警報」が解除され、かつ防災情報が「警戒レベル2以下」となったとき

3 大崎上島町以外に居住する生徒等への対応

学校が臨時休校の措置をとらない場合でも、次のいずれかに該当する場合は、登校せず、安全確保に努めてください。なお、出欠については「特別欠席」として扱います。

①午前6時の時点で、居住地の自治体または通学経路上の自治体に「特別警報」または「警戒レベル4以上」の防災情報の少なくとも一方が発令されているとき（危険が迫っているため安全確保に最大限努める必要あり）

②午前10時の時点で、居住地の自治体または通学経路上の自治体に「警報（特別警報を含む）」または「警戒レベル3以上」の防災情報の少なくとも一方が発令されているとき

③正午の時点で、通常通学で利用しているフェリー等の船舶が運航されていないとき

④通常通学で利用している交通機関が乱れ、午後1時30分までに登校できないとき

4 その他

(1) 警報及び防災情報の発令に関わらず、居住地、通学経路の状況によって安全に登校できないと判断した場合は、その旨を携帯電話等で学校まで連絡してください。

(2) 登校した後に警報や防災情報が発令されるなどして、校長が授業を打ち切って下校させる判断をした場合は、携帯電話等で保護者へその旨連絡するよう指導します。

(3) 休業日に部活動や模擬試験などで登校する場合も安全最優先の対応をしてください。

(4) 日ごろから、あらかじめ避難場所を確認しておくなど、いざというときに慌てることのないよう安全に対する意識を高めてください。